

第 4 9 号議案

東京都台東区駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、上野駅前自動二輪車駐車場を設置する等のため提出
します。

東京都台東区駐車場条例の一部を改正する条例

東京都台東区駐車場条例(平成12年3月台東区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車駐車場」の次に「及び同法第32条第1項の許可に基づき設置する自動車駐車場をいう。」を加える。

第5条第2項中「同じ。)」の次に「及び自動二輪車(同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。)」を加える。

第9条第1号中「駐車中の」の次に「自動車等(」を加え、「(道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。)」を削り、「)を」を「)を」をいう。以下同じ。)を」に改める。

第10条中「(自動車、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。)」を削る。

別表第1に次のように加える。

東京都台東区上野駅前自動二輪車駐車場	東京都台東区東上野三丁目19番6号地先国道4号線首都高速道路1号上野線高架下
--------------------	--

別表第2に次のように加える。

東京都台東区上野駅前自動二輪車駐車場	自動二輪車であって、長さ2.5メートル以下、幅1メートル以下のもの
--------------------	-----------------------------------

別表第3に次のように加える。

東京都台東区上野駅前自動二輪車駐車場	自動二輪車	駐車時間30分につき100円
--------------------	-------	----------------

別表第4を次のように改める。

別表第4(第6条関係)

名称	車両区分	定期利用に係る駐車料金
東京都台東区雷門地下駐	自動車	利用期間1月につき40,000

車場		円
東京都台東区上野駅前自動二輪車駐車場	自動二輪車	利用期間 1月につき 15,000円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、台東区規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 東京都台東区上野駅前自動二輪車駐車場の定期利用の申請その他定期利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。